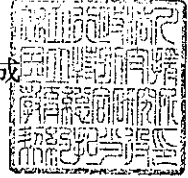


令和元年 8 月 22 日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

理事長 宍戸 和成



一般競争入札公告（添付仕様書）の変更

添付のとおり、一般競争入札公告添付の仕様書を変更いたします。

1. 掲載日

令和元年 8 月 21 日

2. 件名

学術情報ネットワーク(SINET5)接続用アクセス回線増設工事

3. 変更内容

仕様書 3 ページの「1 全体に係わる事項」に「1.4 施工期間、利用開始は、現時点での予定であり順延となる場合があります。」を追記する。

学術情報ネットワーク（SINET5）接続用
アクセス回線増設工事

仕様書

2019年8月

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

1 調達の背景と目的

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(以下、「本研究所」という。)の対外接続用ネットワークとして、情報・システム研究機構 国立情報学研究所 (以下、「NII」という。)が 2016 年度から運用している学術情報ネットワーク (以下、「SINET5」という。)に接続するためのアクセス回線を流用もしくは新設し 1→10Gbps への増設を実施する。

2 調達件名及び構成内訳

学術情報ネットワーク (SINET5) 接続用アクセス回線増設工事

(内訳)

アクセス回線 1本 (既存回線を流用もしくは新設する)

以上、搬入、据付・配線、調整、撤去等を含む。

3 調達の要求事項の概要

要求する事項等は、別紙 1「本調達の要求事項」に示すとおりである。

4 その他

(1) 情報提供に関する注意

本調達を検討する上で、本仕様書に記載されていない事項で必要となる情報については、本研究所に問い合わせを行うこと。本研究所が問い合わせを受けたもののうち、情報の提供が必要と判断したものについて情報提供を行う。ただし、本調達において知り得た情報(書面、口頭、目視などの形態にかかわらず)は、適正に管理するとともに、本調達にのみ使用し、いかなる第三者にも開示・公開をしないこと。情報の管理は、本調達の利用期間終了後も有効である。

本調達の要求事項

1 全体に係わる事項

- 1.1 施工期間は、2020年4月1日(水)から2020年4月30日(木)とする。
- 1.2 2020年5月1日(金)より利用開始する。
- 1.3 利用期間は、2020年5月1日(金)から2022年3月31日(木)までとする。
- 1.4 施工期間、利用開始は現時点での予定であり順延となる場合があります。

2 基本要件

2.1 アクセス回線

表1の本研究所拠点から SINET5 データセンタ(以下、「DC」という。)に接続する回線は、以下の要求事項を満たすこと。

表 1

本研究所拠点	住所
独立行政法人 国立特別支援教育 総合研究所	神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号

- 2.1.1 アクセス回線を、光ファイバと波長多重装置(以下、総称して「伝送装置」という。)の構成により実現すること。なお、網型サービスでの提案は認めない。また、波長は占有とすること。
- 2.1.2 多段構成での提案も認めるが、その場合の中継場所や装置等(以下、合せて「中継局」という。)の経費も本提案に含めること。また、中継局は以下の条件を満たすこと。
 - 2.1.2.1 中継局への出入りに際し、セキュアな管理を行うこと。
 - 2.1.2.2 中継局に置かれる機材に対し、商用電力の給電が停止した場合でも、無瞬断にて非常用電源供給装置からの給電に切り替わり、10時間以上継続して給電可能であること。
 - 2.1.2.3 中継局は24時間365日、空調の管理を行い、機器等が正常に動作する環境を整えること。
- 2.1.3 伝送装置に関して、以下の条件を満たすこと。
 - 2.1.3.1 本研究所側のインタフェースは、10GBase-SRに準拠していること。
 - 2.1.3.2 DC側のインタフェースは、10GBase-LRに準拠していること。
- 2.1.4 DC側においては、伝送装置のハウジング環境を用意し、伝送装置とSINET5ルータ用のパッチパネル(形状はSC型コネクタ)との間を光ファイバで接続すること。これらのハウジング環境、光ファイバ接続等に関わる費用は本調達に含む。
- 2.1.5 各インタフェースの満たすべき仕様は以下のとおりとする。
 - 2.1.5.1 10GE(LR)インタフェース
 - 2.1.5.1.1 IEEE 802.3ae 10GBase-LRの仕様を満たすインタフェースとすること。

- 2.1.5.1.2 XFP 等の交換可能な物理インタフェースモジュールで搭載すること。
- 2.1.5.1.3 9000Bytes 以上のジャンボフレームに対応すること。
- 2.1.5.2 10GE(SR)インタフェース
 - 2.1.5.2.1 IEEE 802.3ae 10GBase-SR の仕様を満たすインタフェースとすること。
 - 2.1.5.2.2 XFP 等の交換可能な物理インタフェースモジュールで搭載すること。
 - 2.1.5.2.3 9000Bytes 以上のジャンボフレームに対応すること。
- 2.1.6 アクセス回線で使用する伝送装置は、応札時まで「2.1.6.1」から「2.1.6.4」までの条件を満たすこと。
 - 2.1.6.1 波長多重装置の場合、サイズは 2U 以下の筐体内に搭載し、多重化できること。
 - 2.1.6.2 ファームウェアのバージョンアップが遠隔から無瞬断で実施できること。
 - 2.1.6.3 試験用フレームを相互にやり取りし、通信品質劣化時に指定の保守装置に通知する機能を有すること。
 - 2.1.6.4 多段構成時に不具合箇所を遠隔より保守者が試験用フレームで切り分ける機能を有すること。

2.2 アクセス回線障害対応

- 2.2.1 「2.1」のアクセス回線の障害に対し、24 時間 365 日の障害対応及びアクセス回線の常時監視を行うこと。アクセス回線の監視に必要な回線については、受託者の費用で用意すること。
- 2.2.2 アクセス回線の障害対応は、以下の要求事項を満たすこと。
 - 2.2.2.1 アクセス回線の障害を発見した場合は、原則 30 分以内に、事前に指定した連絡先に障害の通知をするとともに、速やかに障害対策を行い、障害状況や復旧の見込み等を適宜メール等で連絡すること。
 - 2.2.2.2 本研究所又は本研究所が指定する作業員から、障害対応窓口へ障害の申告があった場合は、障害状況の調査、障害箇所の特定を行い、早急な障害回復に努めること。
 - 2.2.2.3 伝送装置の故障の場合には、原則 2 時間以内に保守員が予備物品を持参して到着する体制を整えること。
 - 2.2.2.4 料金は、契約開始の日から起算し、期間満了の日までについて、月の初日から末日までの 1 ヶ月ごとに計算すること。保守不完全、故障等により使用できない期間があった場合は、当該月の料金から控除するものとし、次の算式により計算した額とすること。
$$\text{当該月の料金} = \text{月額料金} / \text{当該月の暦時間数} \times \text{当該月の使用時間数}$$
 - 2.2.2.5 障害復旧後、5 営業日以内に障害内容について、原因、経過状況及び対策等を書面（メール等を含む）で、「2.2.2.1」で指定した連絡先に報告し、必要に応じて本研究所の担当者に説明を行うこと。
- 2.2.3 障害発生時の連絡体制、障害対応の体制を明確にし、利用開始までに書面で提出すること。

2.3 設置費用及び撤去費用

アクセス回線の経費には、設置費用及び原状復帰に係る撤去費用を含むものとする。
なお、増速前のメディアコンバータについては増速工事時に撤去するものとする。

2.4 その他

アクセス回線の設置時、障害時等に関する対応方法は、回線開通前までに受託者が本研究所と調整すること。